

高校生の携帯電話・スマートフォン使用に係る学校間連携の取組

夜10時以降の携帯電話やスマートフォンのコミュニケーションツールとしての使用自粛の呼びかけをとおして

実施主体: 岩手県高等学校長協会奥州支会

協力団体: 奥州支会各校生徒会

《取組の概要》

奥州支会では平成26年4月から、地域の高校生が携帯電話やスマートフォンを介したコミュニケーションの在り方について考える一助として、夜10時以降のコミュニケーションツールとしての使用自粛を各校の生徒たちに提言したところである。各校では従来の取組に加え、生徒が自ら考え、自ら律する中で携帯電話、スマートフォンを適切に活用できるよう、学校間で連携しながら啓発活動を展開している。

奥州支会 10校 水沢高等学校、水沢農業高等学校、水沢工業高等学校、水沢商業高等学校、前沢高等学校、金ヶ崎高等学校、岩谷堂高等学校、杜陵高等学校奥州校(定時制・通信制)、前沢明峰支援学校(以上県立)、学校法人協和学院水沢第一高等学校

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

ほとんどの高校生が携帯電話やスマートフォンを所持し、様々な機能を便利に使いこなす一方で、その手軽さゆえに利用時間やSNS等による情報発信に関わる問題が生じている。また、ネットワークを介したコミュニケーションにおいては、学校を離れ自宅や外出先等で、しかも自校生のみならず他校の生徒とも気軽に連絡を取り合っている現状がある。そのため、電子メールや無料通話アプリによる情報交換が深夜に及び、家庭学習や睡眠の時間を削って応答することで、生活が不規則になったり学力が低下したりするなどの課題が指摘されている。

そのような状況から、当奥州支会では、地域に学ぶ全ての高校生が課題を共有し、自ら携帯電話、スマートフォンの使い方を考え、実践していくことが重要であると捉え、その取組の端緒とすることをねらいに、「夜10時以降のコミュニケーションツールとしての使用自粛」を各校に呼びかけたものであり、学校間で連携を図りながら啓発活動に努めてきたものである。

2 推進方針(スケジュール)

- 生徒へは、各期の節目の時期を捉えて繰り返し呼びかけること(年度始め、夏季休業前、冬季休業前等)
- 保護者へは、年度の早い段階で、取組の趣旨について周知を図り、協力を求めること
- 年2回(6月、12月)実施の地区高等学校生徒指導連絡協議会において各校の取組状況の共有を図ること
- 今回の取組を、各校の情報モラル教育に位置づけ、他の取組と連動した活動とすること

3 事業展開

各校では、次のような機会を捉えて呼びかけを行ってきた。

<生徒に対して>

校長講話、年度始や長期休業前の全校ガイダンス、学校通信・学年通信への掲載、情報モラル学習、外部講師による講話(県警サイバー犯罪対策室、水沢・江刺警察署生活安全課、eネット安全教室、NTTドコモ社など)の実施

水沢農業高校は、入学後の3か月間の義務入寮期間を活用した指導を展開

水沢第一高校は、生徒会発行の副読本「ケータイ・スマホを使う前に」を活用した啓発

岩谷堂高校は、無料通話アプリの利用に関わって、平成27年度にLINE(株)による講演の実施を決定済み

<保護者に対して>

来校日に周知(入学手続き、PTA入会式、PTA総会、学年PTA、修学旅行説明会、自動車学校通学説明会など)と、文書による周知(学習実態調査結果の通知に加えるなど)



学年PTAでの県警サイバー犯罪対策室長講話

4 事業の成果(効果)

各校の実態調査の結果によると、呼びかけに応じて実際に夜10時以降の使用を控えた生徒が、水沢工業高校と金ヶ崎高校で多数となっている。一方で、水沢高校では使用自粛の割合が1年46.5%、2年46.6%、3年76.1%(12月の調査)となり、スマートフォンが主流となった2年生以下で半数に満たないなど、学校によってはさらなる取組が必要である。しかしながら、ネットトラブル等の通信端末が絡む生徒指導事案は各校ともに激減している。

地域の小・中・高等学校で構成する奥州市生徒指導研究推進協議会では本取組に呼応して、それまでの小・中学校の「携帯電話を持たない・持たせない運動」から踏み込み、「小・中学生携帯電話等の利用アンケート」を実施し、分析結果を各校が共有して指導にあたるなどの波及効果も出ている。



副校長による学年ガイダンス(水沢高校)

5 事業を成功させるためのポイント

今回の取組は、「夜10時以降のコミュニケーションツールとしての使用自粛」の呼びかけであり、この取組を推進するためには、生徒自らが生活習慣の見直しや、よりよいコミュニケーションの在り方を考えることが必要となる。たとえば、家庭学習時間や睡眠時間は確保できているか、ネットを介して相手に嫌な思いはさせていないか、情報収集や発信の仕方はこれまでどおりでいいのか、など生活面や学習面等さまざまな側面から自己を見つめ直す活動が求められる。

また、水沢商業高校では学校眼科医の協力を得て、「ケータイ使用時間と眼球調節機能異常の割合」をテーマに健康面から生徒にアプローチしており、生徒が科学的な根拠をもって理解、行動できるよう支援している。

今後は、校長会(奥州支会)の提案をきっかけに、生徒会が取組を引き継ぎ呼びかけを行っていくなど、生徒主体で使い方を考え活動を展開していくことが、成功につながるポイントと考えている。

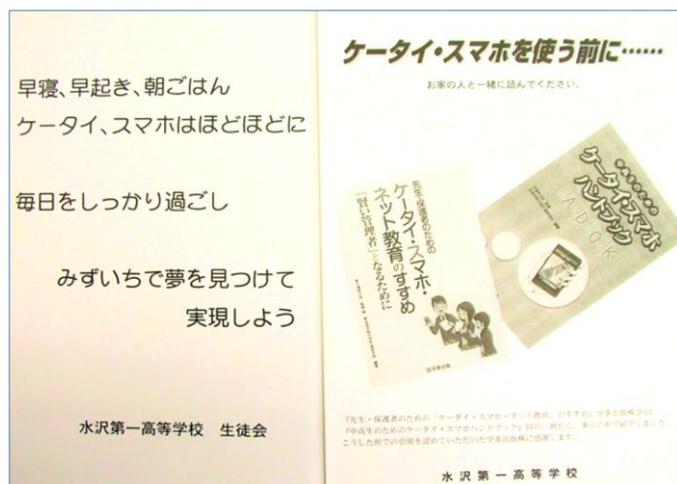
6 今後の展開(継続・発展させていくために)

生徒会主体の活動としては、水沢第一高校の生徒会発行の副読本の活用、水沢高校の生徒会誌での特集化、前沢高校の使用のルール化と実行の取組など、それぞれに動きが活発化しており、生徒が自分自身に関わることとして捉え、自主自律の取組に進んでいくことが期待できる。

また、現在、各校で独自に実施している使用実態調査は、調査項目や内容を統一して同時期に実施するなど、地域としての使用実態をより正確に把握したうえで実践していく必要がある。

前沢明峰支援学校では、生徒の障がい特性により、保護者と緊密な連携を取りながら所持及び使用について指導を展開している。保護者との連携は各校においても重要な要素の一つであり、そのため、保護者を対象とする研修会など啓発活動に力を注ぐ必要があるものとする。

7 参考



生徒会発行の副読本(水沢第一高校)



生徒会誌での特集(水沢高校)

テーマ「大人が支える！インターネットセーフティの推進」



インターネットセーフティPRキャラクター「うまホ」

実施主体：秋田県教育庁生涯学習課

協力団体：子どもたちのインターネット利用について考える研究会（子どもネット研）

※【座長】お茶の水女子大学教授 坂元 章

【事務局】ヤフー株式会社、ネットスター株式会社、アルプスシステムインテグレーション株式会社

【運営協力企業】ピットクルー株式会社

秋田県PTA連合会、各郡市PTA連合会、各市町村教育委員会

《取組の概要》

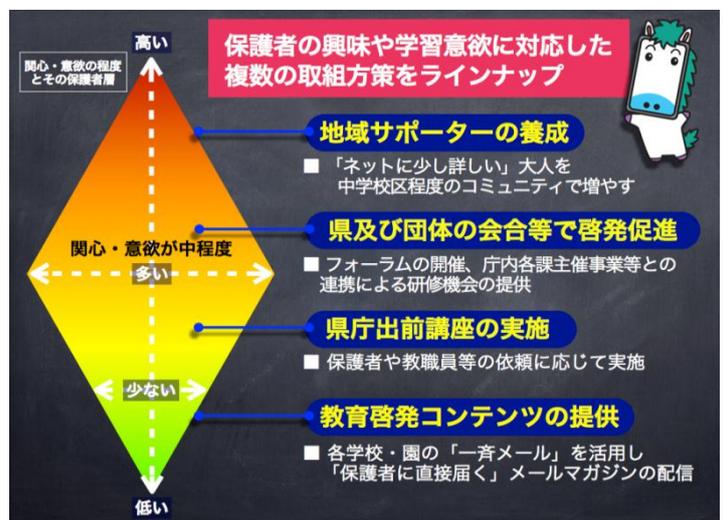
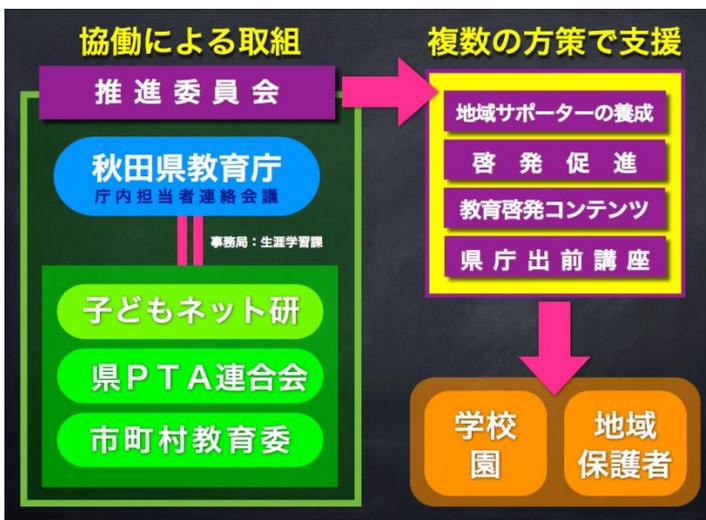
子どもたちのインターネット利用の問題を家庭教育の一つの課題として、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、インターネットを健全に利用できるよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」の普及啓発と仕組みづくりについて、複数の取組方策により、民間等と協働で推進する。

1 本事業の趣旨

スマートフォン等の普及により、子どもたちを取り巻くインターネット環境は大きく変わり、「ネットいじめ」や犯罪等、様々なトラブルに巻き込まれる危険性が問題となっている。一方、保護者はこうしたネット機器やサービスになじみがなく、その便利さや怖さに対応できず、子どもとの向き合い方に自信がもてない状況にある。

このことを、家庭教育支援の課題の一つと捉え、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、インターネットを健全に利用できるよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」を推進する。

2 事業の推進体制と取組方策



この取組は、民間による専門家会議「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」（座長：国立大学法人お茶の水女子大学教授 坂元 章、以下「子どもネット研」）の他、秋田県PTA連合会等との協働が大きな特徴である。

- 県は、事業の全体計画立案、市町村・学校等との調整や進捗の管理、基礎的な講座（出前講座）の講義等を担当
- 子どもネット研は、教育啓発コンテンツ作成や実践的な講座（地域サポーター養成講座）等を担当

事業成功へのポイント

家庭教育支援（保護者の教育啓発）

全県的体制の構築、複層的啓発手法で、「健全・活用」を地域ぐるみで支援

民間との協働による取組の推進

子どもネット研との協働により、明確で効率的な役割分担

「ネットに少し詳しい大人」の輪

子どもネット研の理論・研究成果をもとに、実効性のある人材づくりを展開

「ネットに少し詳しい」地域サポーターの養成

中学校区程度のコミュニティに「ネットに少し詳しい大人」を増やすことを目的としたモデル講座の実施

- 意欲・関心の高い保護者・教員等に対象を絞り、インターネットセーフティの「核となる人材」を養成
- 平成27年度までに9地区18会場でモデル実施
平成25年度は、3地区6会場でのべ270人が受講
平成26年度は、3地区6会場でのべ296人が受講
- 市町村教委、学校・園、PTAが主体的に運営
- 事前・事後のアンケートで変容をみる
- 120分×4回の連続講座で背景・構造を理解
- 受講者からの質問に回答・解説
- 講座期間中、受講者による取組実践



● H25

● H26

● H27

【講座カリキュラム】

子どもたちのインターネット問題を正しく知ろう

人気サービスの実際と理想のネットデビュー

保護者管理機能と家庭での取組ヒント

受講者による取組実践

取組実践の共有と地域での協働

↑ ↓
1ヶ月程度の期間をおく

地域で「少し詳しい」存在に！

地域に「少し詳しい大人を増やす」ことのねらい

子どもたちのインターネット利用の問題は、しつけや基本的な生活習慣と同様に、家庭教育の重要なテーマの一つである。

課題解決には、保護者や地域の大人がこの問題に関心を持ち続けるための継続的な教育啓発、地域・社会とのつながりの中で子どもと向き合うことのできる仕組みづくり(人づくり・地域づくり・絆づくり)等が必要である。

地域サポーター養成講座のねらいは、顔の見える範囲内に、インターネット利用の問題も普段の家庭教育の問題の一つだと教えてくれたり、困ったときには相談に乗ってくれたりする大人が、確かに存在する地域づくりにある。

受講者は、家庭や地域でこの問題と向き合い、実際に取り組むことのできる「地域の核」となる人材であることから、対象者を学習意欲や関心の比較的高い保護者層に絞った。また、問題の背景や基礎知識等が十分に得られるよう、発展的な内容で構成された連続講座とした。

「少し詳しい大人」というキャッチフレーズは、講座のこうした特徴やねらいを端的に示したものである。



参考：従来型安全教室との違い

・ 計8時間の連続型研修会で少数保護者を「少し詳しい」大人に→地域全体に影響

	地域サポーター養成講座	学校等で開催される従来型の保護者向けインターネット安全教室
開催規模	比較的小規模(20-50名)	学校全体、学年全体(100名超)
開催時間	連続型(4回)で計8時間 背景や構造をじっくり学ぶことで「少し詳しく」	単発型で30分から1時間以内 事例の紹介による注意喚起が中心に
参加対象者	希望する保護者のみ 興味関心や学習意欲の高い熱心層	保護者全員 意欲や課題意識のバラつきが大きい
研修会の進行	双方向要素の重視 受講者間によるグループワークを含む	講師からの一方通行が多い 疑問や不安の解消が困難
受講者への期待	読解力の獲得、各家庭での実践、 周囲の保護者のサポート	最新状況の理解、各家庭での実践

6

講座実施の詳細

◎講座企画・運営時に重視すること

- 限られた時間の中「実際にできること」につなげていく
- 「継続的な学びの必要性」への気付き
- 基礎的な読解力を身に付ける場
- 参加発信型利用リスクとその背景の理解・対処に焦点

◎今年度の主な修正・改善点

- 一回あたりの開催時間を延長
※グループワークの時間配分を拡大
- メッセンジャーアプリ普及と利用トラブルへの対応

◎カリキュラム概要(今年度)

●第1回) 状況・課題

「子どもたちのインターネット問題を正しく知ろう」

インターネット活用力が地域にもたらすもの、つながる機器、発信トラブルの実際と背景、グループワーク

●第2回) 背景・構造

「人気サービスの実際と理想的なデビュー」

質問の解説、人気サービスの共通構造、オンラインコミュニケーションの特性、段階的利用モデル、グループワーク

●第3回) 対処方法

「家庭での取り組みヒント」

質問の解説、保護者管理機能の実際、家庭での機器の与え方や子どもとの接し方、グループワーク

●第4回) 実践支援

「取り組み実践の共有と地域での協働」

質問の解説、取り組みの成功・失敗例の共有、当該地域での協働のあり方、グループワーク

成果と課題

【成果】

- 地域密着型手法と効果測定の実践
- 他地域への波及(全国フォーラム等で事例報告)
- 受講者発案による保護者学習会の追加開催(大館市城南児童会館)

【課題】

- 講座の企画運営の改善～受講者拡大への工夫
- 指導者の養成～市町村での持続的取組を目指す
- 受講者のフォローアップ(情報更新)とネットワーク化
- 市町村事業への支援～学習機会の枠組みを示す

地域サポーター養成講座のめざす姿

現在は、子どもたちのインターネット利用の問題についての正しい知識、大人の役割や家庭・地域での取組のヒントなどを広めてくれる地域人材として期待している。

将来的には、保護者間のつながりや地域ぐるみで子どもを支え見守る環境づくりを進める「地域の担い手」として、地域の方と連動して講座をコーディネートしたり講師を務めたりできる、「より詳しい」人材の養成である。

H25地域サポーター養成講座 講座実施の成果の例

(保護者間の相互作用が活発化)

問い: お子さんのインターネット利用の様子や、お子さんへの機器(携帯電話など)の与え方(タイミングなど)が、他の保護者の方との間で話題になることがありますか?



事前調査は平成25年9月、事後調査は平成26年3月にそれぞれ実施。各校保護者を対象にした質問回答用紙の配布回収方式。山内小(4-6年生の保護者): 事前n=73/事後n=50、金足西小: 事前n=87/事後n=46

地域サポーター養成講座 効果測定の新たな試み

● H25年度

- 受講者の満足度・理解度 → 受講者アンケート結果
- 地域全体の変化 → 全保護者向けアンケートの事前事後結果比較

● H26年度

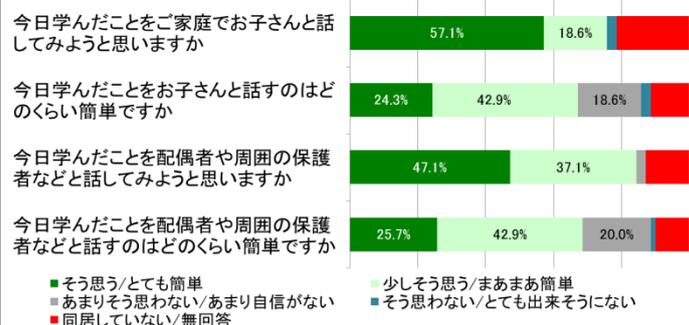
- 受講者アンケート → 行動変容に関する質問項目を追加
 - ・ 受講直後時点での「行動意図」、「行動の容易さ」を聞くことで行動変容を予測
- 「子どもと話をしてみようと思う」など【行動意図】は総じて高スコア
- 「どのくらい簡単か」など、【行動の容易さ】は中程度のスコア
- 行動支援ツール充実や、教材・指導方法の一部見直しを検討

◎受講者アンケート

行動変容に関する質問とその結果(第二回講座を例に)

地域サポーター養成講座 第二回講座の効果(行動変容)

【サブタイトル】 人気サービスの実際と理想的なインターネットデビュー
【主な内容】 サービスの実際、機器ごしコミュニケーション、理想のデビュー



資料(3点)提供: 子どもネット研

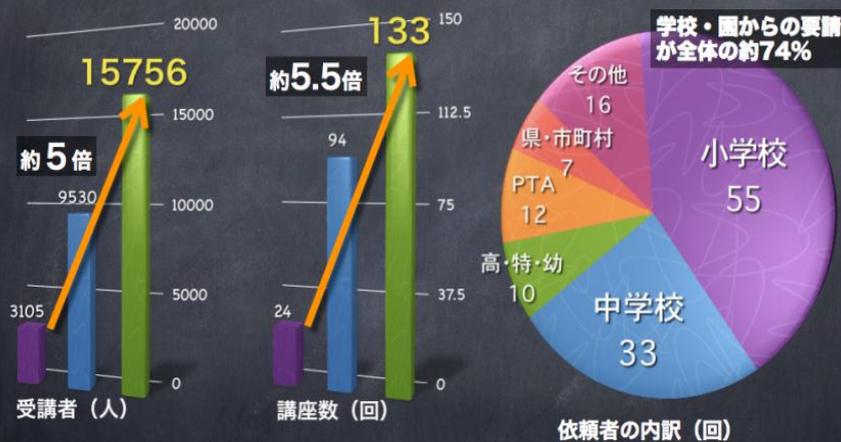
昨年度受講者の現在

県内3会場で昨年度受講者による交流会を実施した。そこでは、子どもたちのインターネット健全利用に関する新たな情報や課題の共有(フォローアップ)、学校・家庭・地域の核となる人材のネットワークづくりを目的に協議・交流(ルールづくりに関するワークショップ)を行った。

4 主な取組方策－2 県庁出前講座の実施について

保護者や教員等の要請に応じた県庁出前講座の実施

●H26年度実施状況 ※H27.2月末現在



■平成26年度 21市町村、15,756名(133回)

講座実施の詳細

- 主に保護者や教員を対象に、要請に応じて随時、実施している
- 要請数は年々大きく増加傾向にあり、学校やPTA等の危機意識の大きさがうかがえる
- 講師は生涯学習課社会教育主事の他、各教育事務所・出張所社会教育主事とも分担
- 内容は「子どもたちのネット環境急変」「子どもたちに人気のサービスとインターネットトラブルの実際」「理想のネットデビュー」「家庭や地域での取組」等について
- サービスの実際やトラブル事例について、実機を用いて実演
- 1回につき60～90分
- H26年度は2月末現在で、21市町村(25市町村中)、15,756名(133回)
※H25年度 20市町村、9,530名(94回)

実機によるインターネットサービスの実演

インターネット機器の多様化や進化が著しいため、子どもたちが利用する機器や人気のサイト、ソフトウェア環境等について、十分に理解している、あるいは自らも利用している保護者・教員は多くない。そこで、「サポーター養成講座」はもちろん、県社会教育主事が講師を務める出前講座においても、実際に携帯型ゲーム機やスマートフォン等を用いて、インターネットにつながる様子や、子どもたちに人気のサービス等で起こり得るトラブル等を実演している。

特に、2台のスマートフォンの画面をそれぞれスクリーンに投影し、メッセージアプリでの実際のやり取りや、グループから退会させられるトラブルの疑似体験(右の写真)は、子どもたちの利用状況をより強く実感できると、受講者に好評である。



5 今後の展開(継続・発展させていくために)

子どもたちのインターネット健全利用には家庭や地域への啓発が必要であり、今後も家庭教育支援の重要な取組の一つと考える。そのため、保護者や地域の大人がこうした問題に関心を持ち続け、地域ぐるみで子どもを支えられるよう、庁内各課、県関係機関、市町村教育委員会、民間組織やPTA団体等と連携・協働し、「インターネットセーフティ」の推進を引き続き図っていく。

具体的には、県庁出前講座の実施や啓発リーフレットの作成・配布、メールマガジンの配信等により、保護者や教員等を対象とした教育啓発に継続して取り組む。また、地域の核となる「地域サポーター」の養成については、モデル実施から持続可能な取組への展開、受講後のフォローアップやネットワークづくりを進めるため、市町村の家庭教育事業の一つとして展開されるよう、市町村担当者等と講座や事業企画・内容について情報の交換と共有を重ね、その体制づくり支援に努めていく。

6 参考資料等

- 秋田県教育庁生涯学習課「大人が支える！インターネットセーフティの推進について」(秋田県公式HP「美の国あきたネット」)
<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000000000/1371701668736/index.html>
※上のHPから次のデータがダウンロードできます。広くご活用ください。
 - ・小学生／中・高生用リーフレット「インターネットを安全に使うために知っておくべき四つのポイント」
 - ・リーフレット「インターネットセーフティガイド」(平成26年3月版)
 - ・インターネットセーフティPRキャラクター「うまホ」データ
- 子どもたちのインターネット利用について考える研究会HP
<http://www.child-safenet.jp/>
- 課題解決エンジンレポート08 Think Future Act Local「地域活動が、子どもたちの未来をつくる」(ヤフーのCSR)
<http://csr.yahoo.co.jp/report/volume8/3.html>

テーマ「〈緊急アピール〉

子どもたちをインターネットの危険から守るために！」

実施主体：群馬県佐波群玉村町青少年問題協議会

関係団体：町長、町議会、警察、教育委員会、小中高校、青少推、PTA連協、保護司会 等

《取組の概要》

携帯電話やスマートフォンの普及による無料通信アプリやLINE(ライン)などを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れなどの問題から子どもたちを守るために、玉村町青少年問題協議会で協議し、子どもには必要のない携帯電話・スマートフォンは持たせないこと、持たせる場合には、夜9時以降は携帯電話・スマートフォンを使用しないなどのルールを示したリーフレット「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！」を作成し、保護者や地域に配布し、町全体で子どもたちを見守っていく活動を行った。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

- 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果、玉村町の児童生徒の携帯電話・スマートフォンの所持率は小学6年生41.1%、中学3年生65.3%でした。群馬県の平均が小学6年生が38.2%、中学3年生が54.3%となっており、群馬県と比べても高い状況にある。
- 携帯電話やスマートフォンを所持している児童生徒の増加に伴って、小中学校において、無料通信アプリやLINE(ライン)などを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れなどの問題が増加してきている。
- 学校では、これらの問題に対応するために、子どもや保護者に対して、情報モラル講習会を開催したり、学校便りやホームページ等を活用し、携帯電話・スマートフォンに潜むインターネットの危険性について啓発したりしているが、携帯電話・スマートフォンの利用のルールを徹底することが難しい現状がある。
- このような状況の中、町全体で子どもたちをインターネットの危険から守っていくことが必要であると考え、青少年問題協議会で協議・検討し、「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！」を作成し、町全体に啓発していくことにした。

2 実施スケジュール

平成26年 7月	第1回青少年問題協議会 携帯電話・スマートフォンの利用についての問題提起、協議、リーフレットを作成
平成26年 7月	リーフレットを全保護者配布
平成26年 8月	「広報たまむら」に掲載
平成26年 8月～	学校、PTA、青少推など各団体の会議等でリーフレットを配布、説明
平成26年10月	第2回青少年問題協議会 リーフレット配布後の情報交換等

3 事業展開

- 青少年問題協議会で「子どもたちの問題行動と携帯電話・スマートフォンの関係」について、情報交換を行い、子どもたちの携帯電話・スマートフォンの利用に関する問題点の共通理解を図る。
- 「子どもには必要のない携帯電話・スマートフォンを持たせない」「夜9時以降は、携帯電話・スマートフォンを使用しない」等を示したリーフレットを作成。
- 夏休み前に小中学生をもつ全家庭に学校を通して、配布。
- 小中学生に対しても、学校から本リーフレットの趣旨を説明。
- 玉村町全体に対して、「広報たまむら」等を活用し、本事業の趣旨と内容を周知。
- 保護者に対して、学校の三者面談や保護者の集まる機会に本リーフレットを再度配布し、本事業について周知、協力を促す。

4 事業の成果(効果)

〈保護者から〉

○リーフレット「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために」を配布したことで、携帯電話やスマートフォンの利用の仕方について、親子で話し合うきっかけとなった。

○玉村町としての共通の取組が明確に示されたことで、子どもにも指導しやすくなった。

〈学校から〉

○子どもやその保護者に対して、町の方針が示されたことで、携帯電話・スマートフォンの利用についての指導がしやすくなった。

○「夜9時以降は利用しない」と時間を明記したことで、子どもたちも携帯電話・スマートフォンをやめるきっかけができたことで、家庭学習等にも取り組めるようになっている。

〈各団体から〉

○青少年問題協議会において、子どもの問題行動とスマートフォンの無料通話アプリ「LINEライン」の関係等、警察や学校から、実際の事例を交えた情報交換や研修を行ったことで、インターネットに潜む危険性についての理解が深まった。

5 事業を成功させるためのポイント

○学校だけでなく、子どもたちの健全育成に関わる様々な団体が共通理解の下、継続的に取組を進めていくことが大切である。

○各団体があらゆる機会に本リーフレットを活用し、インターネットの危険性やその利用の仕方について、周知をしたり、研修会を開いたりしながら、本事業の趣旨を町全体に浸透させていくことが大切である。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

○学校では、子どもたちや保護者に対して、情報モラル講習会等を計画的に実施していく。

○PTA連協や青少推等が研修会を開催するなどして、地域や家庭に対して、本事業の趣旨をより浸透させていく。

○青少年問題協議会では、各種団体が行った取組や子どもの状況等について情報交換を行いながら、町全体で子どもを見守っていく体制を構築する。

7 その他

○玉村町教育研究所から、「家庭学習を充実させるために、メディアとのかかわり方のルールを決めよう」等を示した保護者向けリーフレット「すすめよう家庭学習」を作成した(配布は平成27年度)。

○研究所リーフレットについては、小中学生をもつ保護者に「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために」と関連させて広めていく。

8 参考資料等

〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！

掲載ページ <http://www.town.tamamura.lg.jp/soshiki/18/sumaho.html>

保護者の皆様へ

〈緊急アピール〉
子どもたちをインターネットの危険から守るために！

便利な道具である携帯電話やスマートフォン
しかし、使い方によっては・・・

- 携帯・スマホ中毒・・・自分の時間の全てを携帯電話・スマートフォンに費やし、学校生活に支障をきたしていることもあります。
- ネットいじめ・・・LINE(ライン)による悪口や無視、仲間はずれなどのいじめが起こっています。
- 事件の被害者・・・インターネット上で見知らぬ人と知り合う機会も多く、事件の被害者になることもあります。

子どもたちを取り巻くインターネット上の問題はとて深刻で見えにくくなっており、玉村町全体で見守っていく必要があります。

玉村町の子どもには

☆必要のない携帯電話やスマートフォンは
持たせないようにしましょう

持たせる場合は、保護者の責任において、

☆ルールを守って、使わせるようにしましょう

- 夜9時以降は使わない
- 悪口や個人情報は絶対に書き込まない
- 知らない人とインターネット上で交流しない
- フィルタリングを必ず行う
- ルールを守れない場合は、使用を禁止する

※ ゲームや音楽プレーヤーもインターネットにつなげることがあります。
※ 学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みは禁止されています。

玉村町青少年問題協議会

メディアとのかかわり方のルールを決めよう

(全国学力・学習状況調査 質問紙調査より)

(玉村町家庭学習に関するアンケートより)

玉村町の小中学生は、「テレビやゲーム」「インターネット」「携帯、スマートフォン」をしている時間が多く、全国学力・学習状況調査の質問紙から明らかになっています。携帯電話・スマートフォンの所持率は小学6年生で約50%、中学3年生で約74%で、群馬県と比べても高い割合になっています。さらに、中学生では約25% (4人に1人) が1日に2時間以上使用しています。

また、「自主学習ができない理由」もメディアとのかかわりに大きな要因があることがアンケートの結果から、はっきりとわかってきました。家庭学習を充実させるためには、親子でメディアとのかかわり方のルールを決め、守らせていくことが大切です。

子どもと一緒にルールを決めよう

- テレビやゲームの時間をしっかり決める・・・1日【 】分以内にする
- 携帯電話・スマートフォンを使う時間と場所などを決める
- (時間) 夜【 】時以降は使わない (場所) 自分の部屋には持ち込まない
- テレビを見ながら、インターネットをしなげら、学習はしない

※ 緊急アピール「子どもたちをインターネットの危険から守るために」を参考にしてください。

保護者向けリーフレット
「すすめよう 家庭学習」より抜粋

テーマ「ケータイ・スマホ使用『基本ルール』の呼びかけ」

副題「家庭でのケータイ・スマホ等に関する“わが家のルール”作成の推進を目指して」

実施主体：山梨県PTA協議会、山梨県高等学校PTA連合会、山梨県私立中学高等学校PTA連合会
山梨県、山梨県教育委員会、山梨県市町村教育委員会連合会
協力団体：山梨県警察、山梨県青少年協会、山梨県インターネットプロバイダー連絡協議会
(株)NTTドコモ山梨支店、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、ワイモバイル(株)

《取組の概要》

山梨県PTA3団体（公立小中、公立高、私立）が主体となり、山梨県及び県教育委員会、県市町村教育委員会連合会が協力する形で6者が連携し、ケータイ・スマホや情報端末を利用できる子どもたちに向け、校種に関係なく最も基本的と思われる『基本ルール』を策定する。これを広く呼びかけることにより、各家庭でのケータイ・スマホ等の利用についてのルール作りを促し、これらの情報機器の使い方を再確認をしてもらうとともに、児童・生徒の健全な使用を推進する。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

ケータイやスマートフォン等の情報端末やインターネットが、子どもたちにとっても非常に身近な存在となるなか、メールなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及は、コミュニケーションの手段としては便利な反面、書き込み内容による友達同士のトラブル、睡眠不足などによる健康への影響、学習時間の減少など、様々な問題も引き起こしている。

平成25年度「全国学力・学習状況調査（質問紙調査）」によれば、本県小・中学生の「2時間以上インターネット（ケータイ・スマホを含む）を使う」と回答した割合は、全国平均を上回っている。また、同調査による家庭での学習時間は決して十分とはいえない結果となっており、インターネットなど情報端末の利用が、少なからず家庭での学習に影響を与えている様子もうかがえた。

こうした状況を鑑み、生活習慣の乱れや友人関係の悪化などの悪影響を防ぐためには、情報機器を適切に使用するという意識付けが必要である。特に、ケータイやスマホなどは保護者も使用しており、これらの使用に関しては、子どもだけの問題とするのではなく、保護者にも訴えかけていくことで一層効果が見込まれる。そこで、PTAが主体となって、教育委員会との連携を図るなかで、保護者が子どもとともに情報機器の使用について考える機会を設けることを目的とした『基本ルール』を策定し、それを広く呼びかけていく運動を展開することとした。

2 実施スケジュール

平成26年

- 8月 ・ 県PTA3団体の担当者による事前協議
- 9月 ・ 県PTA3団体による『基本ルール』案の策定
・ 各校種の校長会等で趣旨説明
・ 『基本ルール』案について、各校生徒及びPTAにおける意見募集開始
- 10月 ・ 各校及びPTA等からの意見回収のための文書配付
- 11月 ・ 県PTA3団体の担当者による意見集約検討
・ 県PTA3団体による『基本ルール』の策定
- 12月 ・ 県PTA3団体から県教育委員会教育長への協力要請
・ 『基本ルール』呼びかけ用のリーフレットを作成
・ 県PTA3団体及び県、県教育委員会、市町村教育委員会連合会の6者連名により、「『基本ルール』策定文書」、「呼びかけ用リーフレット」を配付

3 事業展開

- ・本事業は、県PTA3団体を中心に、県教育委員会も協力することで実現した。県教育委員会では関係団体に声をかけることで賛同団体を増やし、事業の浸透を図った。
- ・事業を進めるにあたっては、次のことを確認した；
 - ① P T Aが主体となって活動を進める
 - ② 県教育委員会が全面的にバックアップしていく
 - ※ P T A 3 団体と県教育委員会関係5課の担当者による担当者会議を設置
- ・事業目的を「ケータイ・スマホ使用『基本ルール』の呼びかけ」とし、以下の流れで展開した；
 - ① 他自治体の取組に関する情報を収集し、山梨版ケータイ・スマホ使用『基本ルール』案を作成
 - ② 山梨版について、学校や各校P T Aの意見を募集
 - ③ ②の意見を集約し、山梨版ケータイ・スマホ使用『基本ルール』を策定
 - ④ 『基本ルール』及びわが家のルール作りを呼びかけるリーフレットを作成
 - ⑤ 各学校長・P T A会長宛、保護者・児童・生徒宛、市町村教育委員会教育長宛に文書及びリーフレット送付

4 事業の成果(効果)

- ・最も基本となるケータイ・スマホ等使用の『ルール』を次の5つに集約し、県内すべての校種に在籍する児童・生徒及び保護者に提示することができたのは、大きな成果と捉えている。
山梨版『基本ルール』の内容；
 - ☆ゲームやSNS等の利用はできるだけ控え、夜9時以降は利用しません。
 - ☆食卓にケータイ・スマホを持ち込みません。
 - ☆ネット上に、人の悪口を書き込みません。
 - ☆ネット上に、自分や人の個人情報（画像や動画を含む）を書き込みません。
 - ☆ケータイ・スマホを使わない人、返信がない人を仲間はずれにしません。
- ・高校においては生徒会が中心となって生徒自身が『ルール』作りに取り組んだ実践も報告されており、こうした動きが出てきたことも本事業の成果といえる。

5 事業を成功させるためのポイント

- ・情報モラルに関しては学校教育だけではなく、社会全体の大きな課題である。学校だけで取り組むことには限界があり、家庭や地域等の協力が必要不可欠である。本事業では、P T Aが主体となって事業を展開できたことが、大きな成果につながったと考えている。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ・アンケート調査等実施し、状況把握に努めながら、『基本ルール』の再通知等を実施する。
- ・小学校であれば保護者学習会、中学・高等学校であれば生徒会活動におけるルール作りの推進等、校種に応じた各学校の取組を啓発していく。

7 その他

- ・教職員に配付している山梨県学校教育指導重点パンフレットにも本事業を掲載するなど、教員の意識啓発も図っている。

8 参考資料等

- ・参考URL
<http://www.pref.yamanashi.jp/shakaikyo/pta.html>

テーマ「子どもの携帯電話・スマートフォン等の安全な使用のための家庭・地域・学校が一体となった取組」

実施主体：岐阜県関市PTA連合会、岐阜県関市小中学校長会、
岐阜県関市青少年健全育成協議会
協力団体：岐阜県関市教育委員会

《取組の概要》

子どもたちが安全に携帯電話やスマートフォンが使用できるよう、関市PTA連合会、関市小中学校長会、関市青少年健全育成協議会が連携し、市内小中学校の全保護者に子どもたちの携帯電話やスマートフォン等の使用規制を依頼し、家庭・地域・学校が一体となった取組を行っている。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

関市において、平成26年2月に「情報機器の保有率等の調査」を行ったところ、自分の携帯電話やスマートフォン、タブレットを持っている子どもの割合が小学校6年生で42.8%、中学校3年生で62.8%と高い数値であった。さらに、中学生の57.1%の生徒がソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や無料通信アプリの利用経験があることがわかった。

全国的に見られるように、インターネットに関わるトラブルの増加、ゲームやメールのやり過ぎによる不規則な生活やそれに伴う体調不良等、子どもたちの安全・安心を脅かす状況が迫っていた。そこで、対策として関市全体で子どもたちの安全・安心のための取組を行うことにした。

2 実施に至るまでの経緯

【本事業への歩みだし】平成25年度内

学校だけではなく、家庭・地域も一体となった取組を行うことができないか、関市教育委員会から関市PTA連合会長、関市小中学校長会長、関市青少年健全育成協議会長に呼びかけた。

【先進的な実践の取材】平成26年4月中旬

先進的な取組を行っていた愛知県刈谷市の取組の経緯やその成果等について取材を行った。

【関市小中学校長会との意見交換会】平成26年4月中旬

関市小中学校長会役員と関市教育委員会関係者で刈谷市の取組を確認し、小中学校における状況について情報交流を行った。そして、刈谷市と同様の取組を行うことについて検討した。

【関係団体との意見交換会①】平成26年4月下旬

関市PTA連合会長、関市小中学校長会長、関市青少年健全育成協議会長、関市教育長、関市教育委員会事務局長、学校教育課長、学校教育課担当者で、関市全体での取組を行うことを確認し、その方針や実施に向けた見通しについて話し合った。

【関係団体ごとでの検討】平成26年5月～6月

各会での総会や役員会において取組の具体的な内容や日程について確認、周知した。

【関係団体との意見交換会②】平成26年5月下旬

具体的な取組内容について検討し、実施に向けた日程について確認した。

【関係団体との意見交換会③】平成26年7月上旬

取組内容や依頼文書を最終確認した。

【取組開始】平成26年7月15日

全小中学校一斉に、保護者宛に依頼文書を配布し、取組をスタートした。

3 具体的な取組内容

市内小中学校の全保護者に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等の使用について、次のような依頼をした。

- 必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない。
- 携帯電話やスマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかりと結び、必ずフィルタリングサービスを受ける。
- 夜9時以降、子どもから携帯電話やスマートフォン等を預かる。

4 事業の成果

7月15日に取り組み始めて4か月後の11月に行ったアンケートでは、次のような成果が表れた。

○小学校の高学年児童及び中学生の約20%がメールの回数が減った。

○33%の小中学生のゲームをする時間が短くなった。

○38%の小中学生の家での勉強時間が長くなった。

○29%の小中学生の睡眠時間が長くなった。

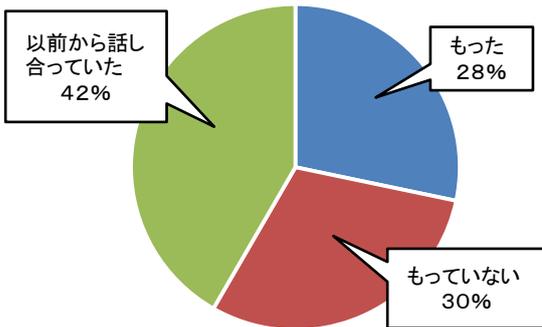
さらに、ある中学校では、このアンケート結果と自分たちの学校の結果から、生徒会の役員が問題意識を持ち、携帯電話やスマートフォンの安全な使い方のルールを全校へ提案し、全校宣言として採択する取組が行われた。

また、保護者へのアンケートでは、この取組を「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」と回答した保護者が90%以上を占め、保護者の関心も非常に高いことが分かった。

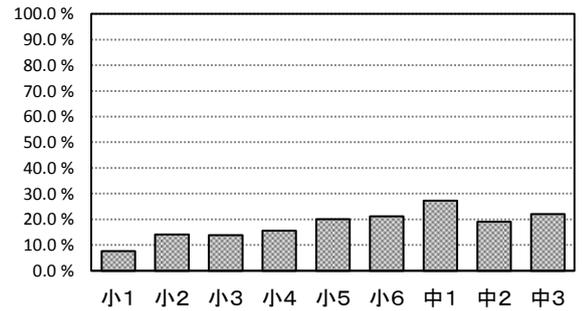
この取組を通して、約30%の家庭で今回の取組を機に話し合

いがもたれた。以前から話し合っている家庭も含めると、約70%の家庭で携帯電話やスマートフォン等の使い方について家庭で話し合ったことになり、問題意識が一層高まった。

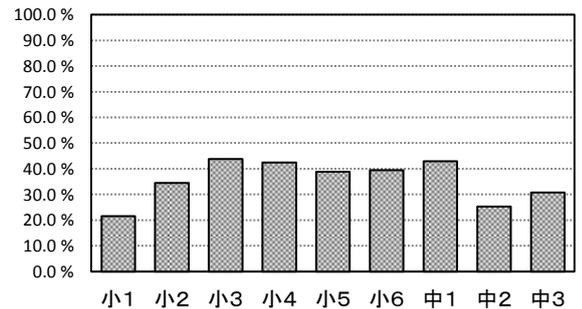
お子さんと安全な使い方やルールなどについて話し合いの場をもちましたか？



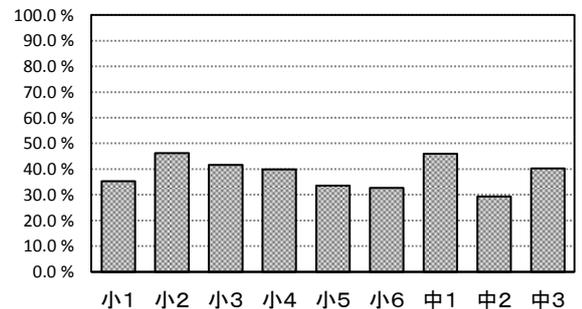
メールをする回数が減った児童生徒の割合



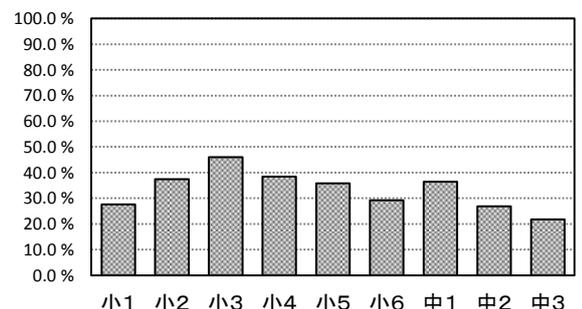
ゲームをする時間が減った児童生徒の割合



家での学習時間が増えた児童生徒の割合



睡眠時間が増えた児童生徒の割合



5 今後の展開

- ・各小中学校において、携帯電話やスマートフォン等の安全な使い方についての全校宣言を行うなど、子ども自身が主体的に問題解決に取り組んでいく活動へ広げていく。
- ・定期的に子どもたちや保護者にアンケートを実施し、関心や問題意識の一層の向上に取り組んでいく。

決めて、守ろう！「我が家のルール」

～携帯電話やスマートフォン等の安全な使用に向けての取組について～

実施主体：岐阜市PTA連合会

協力団体：岐阜市青少年育成市民会議、岐阜市小中学校校長会、岐阜市教育委員会

《取組の概要》

岐阜市PTA連合会が中心となって、岐阜市青少年育成市民会議、岐阜市小中学校校長会の協力のもと、平成26年7月15日より一斉に、携帯電話・スマートフォン等の安全・安心な利用について『決めて、守ろう！「我が家のルール」』をスローガンに掲げ、市内の小・中学生および保護者に呼びかけた。

呼びかけの内容は、下記のような各家庭の実態に応じた「我が家のルール」づくりである。

○必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない。

○携帯電話・スマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかりと決めて、必ずフィルタリングサービスを受ける。

○原則として、夜9時以降は、買い与えた保護者の責任で、お子さんから携帯電話・スマートフォンやゲーム機等を預かる。

1 本事業に取り組んだ理由

「情報モラルにかかわる調査」(平成25年12月実施)の岐阜市の結果によると、自分の携帯電話やスマートフォンを持っている子どもの割合は、小学生31%、中学生40%であった。また、メールや、ゲーム、インターネットを使用する頻度については、「ほぼ毎日使う」という割合が、小学生13.6%、中学生38.1%であった。全国的には、子どもたちの間でSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に関わるいじめ等のトラブルが発生している。こうした状況の中で、保護者であつてもつかみにくい子どもの人間関係が形成されていることや、トラブルや犯罪に巻き込まれたケースがある。また、ゲームやメール等のやりとりに気を取られたり、夜更かしをしてしまって生活のリズムが崩れたりしてしまった状況がある。

こうした状況から、各学校において、リーフレットを配布したり、外部講師を招いた学習会を開催したりしてきたが、状況を改善するまでには至っていない。夏休みという長期休業日に入る前に、学校だけでなく、家庭も一緒になって、子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでほしいと願った。

2 実施スケジュール

- ①岐阜市内全小中学校に一斉説明(7月15日)
 - ②岐阜市内全小・中学生および保護者を対象したアンケートの実施(12月下旬)
 - ③アンケート調査結果の報告と今後の方向の確認
- ※各家庭および各学校での取組(約束づくり、情報モラル指導等)は随時実施。

3 事業展開

- ①岐阜市PTA連合会役員会で、本取組について検討する。
- ②岐阜市青少年育成市民会議、岐阜市小中学校校長会、岐阜市教育委員会が共に取り組んでいくことが決定する。
- ③具体的な取組内容について、岐阜市PTA評議員会にて説明し、可決する。
- ④7月15日、本取組が一斉スタートする。
 - ・各学校、各担任の先生から、子どもたちに本取組を説明する。
 - ・保護者向けの文書と共に、啓発チラシ(右図)を配布する。
- ⑤各家庭、各学校にて随時取組を実行する。
- ⑥12月下旬に全小・中学生および保護者にアンケートを実施する。
- ⑦3月にアンケート調査の結果を報告する。

わが子が「いじめ」に巻き込まれないために(被害者にも加害者にもならないために)わが子の生活習慣を望ましいものとするためにわが子が学習に集中できる環境をつくり、維持するために

携帯電話・スマホ
ゲーム機等の利用について

決めて、守ろう!

「我が家のルール」

岐阜市の具体的な取組

平成26年7月15日
より実施

「必要のない携帯電話・スマホ等を持たせない」
「契約前に親子で約束を決め、必ずフィルタリングする」
「原則として、使用は夜9時までとして、携帯電話・スマホやゲーム機等を預かる」

岐阜市PTA連合会・岐阜市青少年育成市民会議・岐阜市教育委員会

4 事業の成果(効果)

<学校での取組より>

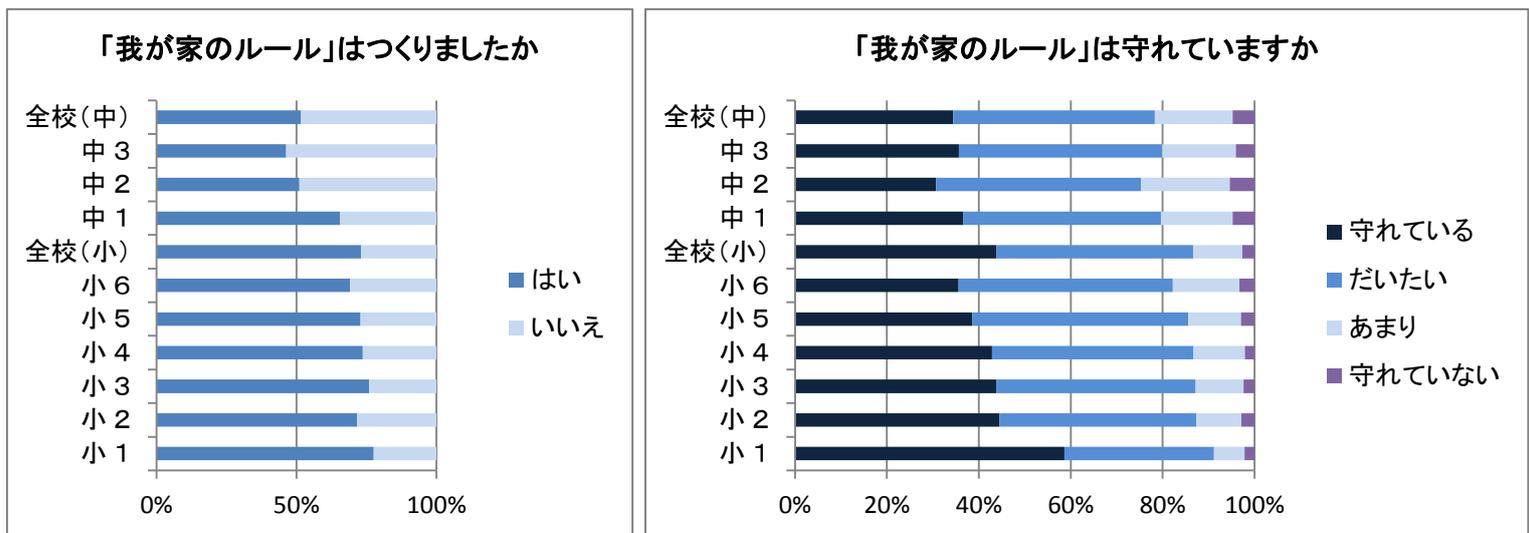
○7月15日以降、この取組を受けた情報モラル指導を全学校で実施している。

- ・学級担任等による指導が最も多い。
- ・一斉指導と共に、個人懇談など、実態に応じてきめ細かい指導を行っている。
- ・授業参観において親子で携帯電話等の使用について話し合ったり、地域のミニ集会において地域の人と話し合ったりする機会を設けている学校がある。
- ・児童会・生徒会の自発的な活動によって取り組んでいる学校がある。

<12月実施のアンケートの結果より>

○「我が家のルール」をつくったのは、小学生73%、中学生51%であった。

○ルールをつくっている人のうち、小学生87%、中学生79%が守れている傾向にある。このことから「我が家のルール」をつくった小・中学生の多くに守ろうとする姿勢が伺える。



<アンケートにおける保護者の声から>

○下のような保護者の声をもとに、今後の取組に反映させていく。

- ・長子が4年生の時にメールによるトラブルがありました。今後、次子も心配しています。
- ・携帯電話、ゲーム機を子どもに持たせているかどうかの質問が一番最初に必要だと思いました。どのくらいのお子さんが何年生で何を持っているのか把握して、その結果を公表してもらいたいです。
- ・ゲーム機を持っていないため、ゲーム使用での問題はないが、持っていないことで友だちからからかわれたり、いやなことを言われたことがありました。ゲーム機を与えるべきなのかどうかとても悩みます。仲間はずれにならないかが心配です。

5 事業を成功させるためのポイント

○携帯電話やスマートフォン等の安全・安心な使い方を含む情報モラル教育に対して、学校と家庭が一体となって取り組むこと。

○一部の学校だけで取り組むのではなく、全市を挙げて取り組むこと。(小・中学生がネット社会において、校区を越えてつながりを持っている場合が考えられ、自校以外でも同じ取組が実施されていることが大切である。)

○「規制」ではなく、各家庭の実態に応じたルールづくりを呼びかけること。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

本取組は、まだスタートしたばかりである。今後も、学校と児童生徒、保護者が一体となった全市としての取組を継続していきたい。

特に、年齢が上がるにつれて「我が家のルール」がつくられていない傾向にあることや、児童生徒と保護者のルールに対する意識のズレを修正していくことが大切であると考えます。

テーマ「高校生が考えるケータイ・スマホの危険性への取組」

副題 ～これからスマホを持つ小・中学生とその保護者に向けて授業をしよう！～

実施主体：兵庫県猪名川町青少年健全育成推進会議

協力団体：兵庫県立大学 竹内研究室、(株)DeNA

後援団体：内閣府、総務省、兵庫県警察本部、兵庫県教育委員会、兵庫県青少年本部

猪名川町、猪名川町教育委員会、一般社団法人川西青年会議所、デジタルアーツ(株)、ソフトバンクモバイル(株)

《取組の概要》

近年、青少年を取り巻く環境が急激に変化する中で、特に高校生のスマートフォンの所持率は8割を超え、今や様々なツールを利用したネット利用は社会生活の中でなくてはならないツールとなっている。しかしながら、スマートフォンやインターネットを実際に利用する中・高生のネット利用モラルやルールについては、未だ確立されていないのが現状である。このような現状を踏まえ、猪名川町青少年健全育成推進会議 SWING-BY実行委員会では、昨今、大きな社会問題となっている未成年の携帯電話やスマートフォンの不適切な利用による児童・生徒によるネットトラブルを未然に防ぐため、スマートフォンを持ち始める年代に対し、SWING-BY実行委員の高校生が小中学生とその保護者に向けて正しい利用の方法やネットトラブルを回避するための注意点について、高校生自身が作成した「スマホの教科書」や「スマホの啓発ドラマ」を作成し授業を行うことで、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行うことを目的とする。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

猪名川町青少年健全育成推進会議主催の「BEAT実行委員会」(町内の高・大学生で構成、H.22～24)のメンバーによるスマホでのSNS 投稿問題をきっかけに、町内の小・中・高生が様々な犯罪被害等の被害者や加害者になることのないよう、大人と若者達が一緒になってこの問題に立ち向かっていくために「SWING-BY実行委員会」(町内の高・大学生で構成、H.25～現在)と名称を改め、「若者の社会貢献の場づくり」「若者育成」「市・町民力の育成」を中心に活動。年間を通してのボランティア活動を始め、スマホ問題の啓発活動等に取り組んでいる。

2 実施スケジュール

- 平成25年12月 町内全中学校及び県立猪名川高等学校へケータイスマホアンケート調査(回収率100%)
※ 集計:(株)DeNA 分析:兵庫県立大学竹内准教授・同研究室
- 平成26年 1月18日(土)猪名川スマホサミットにおいて「INAGAWAスマホサミット宣言」採択
- 平成26年 3月28日(金)スマホ座談会 at INAGAWA 開催
※高校生により小学生へのスマホ授業実施及びスマホの教科書作成を表明
出席者:町長、教育長、総務省近畿通信局、県警本部サイバー犯罪対策課、EMA、(株)DeNA 竹内准教授
- 平成26年 4月～10月 スマホの授業に向けて放課後会議を行う(概ね17:00～22:00に32回実施)
※公式会議(SWING-BY実行委員会スマホ部会)以外にも自主的な打ち合わせ 相当回数実施(テスト期間除く)
※8月の1ヵ月間をSWING-BYプロジェクト期間と定め毎朝 能勢電鉄日生駅前の自主的な清掃活動を行うと同時に、あいさつ運動を展開しながら活動内容の広報周知活動を実施
- 平成26年 6月 町内小1～中3、県立高校2校へ第2回目のアンケート調査実施(回収率100%)
- 平成26年 6月22日(日)県立大学竹内准教授によるスマホの教科書策定についての直接指導を受ける
- 平成26年 7月30日(水)兵庫県警察少年非行防止研修会に参加し、スマホに関する研修の補助
- 平成26年 8月21日(木)スマホ啓発ドラマ撮影
- 平成26年 9月27日(土)兵庫県立大学へ出向きスマホの授業についての直接指導を受ける(1回目)
※指導に当たっては竹内研究室の学生から授業実施についての注意点のレクチャーを受け模擬授業を実施
- 平成26年10月12日(日)兵庫県立大学へ出向きスマホの授業についての直接指導を受ける(2回目)
※指導に当たっては竹内研究室の学生とマンツーマンにより実戦練習
- 平成26年11月 1日(土)スマホの授業 リハーサル実施
※兵庫県立大学 竹内准教授及び研究室学生立会のもと実施
- 平成26年11月 2日(日)高校生によるスマホの授業!～ちょっと待ってケータイ・スマホ～ 実施
- 平成26年11月 9日(日)午前 第56回 日本教育心理学会において事例発表
- 平成26年11月 9日(日)午後 第1回関西スマホサミットに参加
- 平成26年11月15日(土)教育関係者のみに「INAGAWAスマホサミットクローズド」開催(第2回アンケート結果発表)
- 平成26年12月13日(土)日本教育心理学会公開シンポジウム～東京大学弥生講堂～へ9名参加
- 平成26年12月14日(日)「OSAKAスマホサミット」に参加
- 平成27年 1月31日(土)次世代防犯ボランティアリーダー育成研修会へ兵庫県代表として11名出席
- 平成27年 2月1日(日)むこがわCAP主催の小中学生のスマホの授業実施(午前・午後の2回授業)
- 平成27年 2月15日(日)猪名川町白金小学校区まちづくり協議会へスマホの授業実施(対象者:地域住民)
- 平成27年 2月21日(土)第2回INAGAWAスマホサミットにおいて高校生から小中学生への公開スマホの授業実施
※新スマホ宣言採択、大人のスマホ宣言採択(町PTA連合会、(一社)川西青年会議所、町青少年健全育成推進会議 合同採択)
※主な後援団体:内閣府・文部科学省・総務省・警察庁・兵庫県・兵庫県教育委員会・兵庫県警察本部(株)ディー・エヌ・エー 等多数
- 平成27年 2月28日(土)スマホサミットinひょうごに参加!活動事例プレゼンにおいて最優秀賞受賞
記載した内容以外にも、地域のイベントへボランティアで参画・福祉施設訪問等多数実施



(INAGAWAスマホサミット)

3 事業展開

平成25年度

- ①町内の中・高生にアンケート実施(SWING-BY実行委員会作成)
- ②(株)DeNAに集計、兵庫県立大学竹内研究室に分析を依頼
- ③アンケート結果をもとに、H.26.1.18「第一回INAGAWAスマホサミット」開催
- ④「第一回INAGAWAスマホサミット」において、「INAGAWAスマホ宣言」を採択
 - ・自分たち自身でルールを作る(〇〇時まで...)
 - ・リアルコミュニケーションを大切にする
 - ・書いていかダウンロードしていか、立ち止まって考える
- ⑤「スマホ座談会atINAGAWA」(H.26.3.28)開催
 - ・猪名川町長、教育長、EMA、県警本部、近畿総合通信局の方々、SWING-BYメンバーによる座談会。サミット宣言から継続して、青少年のスマホやインターネット利用に関するルール「スマホの教科書」「スマホの啓発ドラマ」を作成し、町内の小中学校へ「出前授業」を地域団体や行政機関と連携し、現実的な事業につなげ展開することを宣言。



(スマホ座談会INAGAWA)

平成26年度

- ①「スマホの啓発ドラマ」作成
- ②「スマホの教科書」作成
- ③町内の小1～中3全員、県立高校2校全員へスマホに関するアンケート第二弾(SWING-BY実行委員会作成)を配布回収(3,928人)
(小学校高学年には「アダルトサイト」、高校女子には「リベンジポルノ」についてを含む)
- ④「スマホの出前授業」実施
- ⑤日本教育心理学会にて事例報告～「関西スマホサミット」参加
- ⑥アンケート結果をもとに「スマホサミット クローズド」開催
- ⑦日本教育心理学会公開シンポジウム(於東京大学)参加
- ⑧「スマホサミットin大阪」参加
- ⑨「INAGAWAスマホサミット2015」開催
- ⑩「スマホサミットinひょうご」にて奨励賞授与
- ⑪兵庫県警本部より「感謝状」授与



(「スマホの啓発ドラマ」作成)

4 事業の成果(効果)

- ・スマホに関する調査を進め、携帯電話やスマートフォンを持ち始める小学校3～中学生をターゲットに、「スマホを持っている子も 持っていない子も これから持つ子にも」わかりやすくスマホの使用方法や注意点を授業することによって、より一層の効果が得られている。
- ・地域の団体(町内まちづくり協議会等)や町外からのオファーを受け、大人に向けての「スマホの授業」を実施し、子供たちのスマホ利用の実態や使用方法の注意点等を伝えることができた。また、高校生たちの生の声を届けることによって、彼らを取り巻くネット環境や利用状況等を一緒に考える時間を共有できた。
- ・「スマホの教科書」を4,000部作成し、町内の小中学校の皆さんに活用していただくように、スマホサミットの中で実行委員長より教育長へ手渡した(手交式)。新学期以降、情報担当教諭等から全児童・全生徒へ配布予定で、授業の中で活用される。
- ・「スマホの啓発ドラマ」を2本作成し、スマホの授業の中で使用。小学生にとっては、パワーポイントによる文字や絵の説明だけでなく、動画を交えることによって「よりわかりやすい」という効果があった。
- ・実行委員たちにとっても、異年齢の小学生から高齢者と関わることによって、たくさんの経験をし、「リアルな関係を充実させる」という点でも、より一層の成長を遂げることができた。
- ・実行委員は40名を数えるが、全てのメンバーが授業ができるよう練習を行っており、SWING-BY実行委員会は高校生によるこのような取組を更に広げていくことを目指しており、要望があれば地域だけでなく日本中・世界中、交通費さえ負担していただければ何処へでも出前授業に伺う予定。
- ・既にスマホの啓発ドラマの続編3本の作成に取り掛かっており、新たなスマホに関する問題にも即座に対応できるよう心掛けており、スマホの授業もバリエーションをかえ実施するため情報収集活動にも積極的に取り組んでいる。



(スマホ授業)



(スマホ教科書)

5 事業を成功させるためのポイント

地域の社会教育団体が実施する取組として、中高生や大学生が主体となって企画・検討の段階から活動する事業をサポートするために一番の難しいポイントは、「主体となる若者に一旦すべての答えを出させること」であり、若者が考える企画に対し協議検討する段階から「口を挟まず見守る」ことが事業展開の第一段階である。

若者が出した結論に対し、第二段階として社会的な制約の面を大人が若者に説明し、予算や費用面で可能か不可能か「一緒になって考える」こと、地域住民に参画してもらうための「効果的な手法を共に考える」ことなど、若者が考えた企画を具体化する作業をこの段階で実施することで、今後大人と若者双方の役割を明確にします。

最終段階として、大人は企画の内容を吟味し「各種行政機関」や「他の地域の社会教育団体」との連携を図るための行動を開始する。また、若者は企画の目指すべき方向性を若者同士で共有し、役割分担を行いそれぞれの担当した役割を果たしていくこととなるが、この段階ですべての役割に大人はサポーターとして機能する必要がある。

最後に、事業の本番を迎える段階では、大人も若者も「できない理由」を探さず口にせず同じ目標に向かって、「どんな障害があっても事業をやり遂げる気持ち」を持つことが一番の成功のポイントであると考え実践している。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

今後の事業展開については、既に若者たちから様々な企画が提案されており、特に現在取り組んでいるスマホ関連の継続事業として、「スマホやネットに関する取組を世界に発信する」ことが一番に挙げられる。

具体的には、世界での若者のスマホやネット利用の現状を調査し、それぞれの国や地域が抱える問題や課題を明確化し、国内においての状況と比較し解決手法を模索することを予定しており、自費とはなるが「若者の代表者1名程度を他国に派遣し世界の状況を直接現地にて学んでくる事」を現在の事業の発展形としてとらえており、その結果については青少年のネットリテラシーに取り組む各種団体にフィードバックしていくことを目指す。

また、高校生を中心とする若者については、国の行政機関及び企業や大学と連携し、スマホやネットの正しい利用方法を身につけるための「青少年向けや保護者向け等のアプリケーションの開発」を予定しており、アプリケーションの作製については、高校生が主体的にプログラミングを行うこととしている。

上記以外にも、サポートする側の我々大人は若者から発案された「自由で何物にもとらわれないクリエイティブな発想から生まれる様々な企画や事業」を実現させる取組を行うことに全力を注ぐ。

7 その他

SWING-BY実行委員会では、上記で紹介したスマホをはじめとした青少年のネットリテラシーに関する取組の他にも、「地域のボランティア活動」や若者が企画運営する「ステージイベント」の開催など、様々な取組を並行して実践している。

下記に示す活動はその一例であるが、全てが若者からの発案である。

☆毎週 火曜日・土曜日 の午前7時半から能勢電鉄日生中央駅前広場の「清掃活動」と「あいさつ運動」

☆地域の夏祭りや行事の準備お手伝い ☆8月最終日曜日に開催する「ステージイベントの企画・運営」

☆少年警察ボランティアとして警察と連携した青少年非行防止活動 ☆福祉施設への訪問活動 etc

8 参考資料等

☆「Swing-By」facebookにて専用ページを開設中(活動状況をリアルタイムで更新しています)

☆「猪名川町HP」(<http://www.town.inagawa.lg.jp>)

☆インターネットリテラシー・マナー等向上事例集及び同概略版に掲載(平成26年10月28日 総務省公表)

☆新聞紙面掲載多数

テーマ「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」

実施主体：愛媛県大洲市PTA連合会

協力団体：愛媛県大洲市教育委員会 愛媛県大洲市校長会

《取組の概要》

大洲市PTA連合会は、小中学生がスマートフォンの利用で生活習慣が乱れたり、トラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれたりしないように「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」を策定した。大洲市教育委員会、大洲市校長会の同意を得て、三者の調印式を行った。また、保護者と子どもで話し合っ取り決めを交わす誓約書を小中学生に配布した。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

昨今、急速に普及してきた携帯電話等の取り扱いに関して、大洲市PTA連合会では、平成20年度に、子どもたちがトラブルに巻き込まれないように「原則として所持させない」「親子でルールを決めてから所持させる」などを含めた「携帯電話に関する緊急アピール」を行った。また、リーフレットを作成したり、定期的にアンケート調査を行ったりしてきた。平成24年度には、大洲市PTA連合会教育懇談会の場で、健全育成委員会が携帯電話のアンケート結果報告を行い、「大洲市PTA携帯電話に関する親子(家庭)宣言」として4項目を提言した。平成25年度は、保護者と教師が参加して、「子どものネットトラブルに関する研修会」を行い、警察署の専門員から事例報告を聞き、ワークショップを実施するなど、継続した啓発活動に努めてきた。しかし、以前にも増して小中学生の夜間のネット利用による生活習慣の乱れや、小中学生がトラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれる危険性が憂慮されるようになり、さらなる見直しを進めてきた。

そして、今年度(平成26年度)、大洲市PTA連合会が新たに「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」を定め、大洲市教育委員会や大洲市校長会と合意し、教育懇談会の場で調印式を行った。

2 実施スケジュール(平成26年度)

- 6月～9月 健全育成委員会で「携帯電話使用に関する研修」について検討する。
- 9月 11日 第3回PTA理事会にて基本計画、基本方針の承認を得る。
- 9月 18日 健全育成委員会で計画、方針に基づいて統一ルールを作成する。
(進捗状況によって健全育成委員会や臨時役員会を開催する。)
- 11月 6日 第4回理事会にて最終案の決議をする。
- 11月 12日 大洲市校長会に議案として上程し、意見を集約する。
- 11月 中旬 大洲市教育委員会と協議する。
- 12月 4日 単位PTA会長、女性副会長会で経過を報告する。
- 12月 中旬 大洲市教育委員会、大洲市校長会の最終承認を得る。
- 1月 月上旬 健全育成委員会及び本部役員で最終打合せをする。
- 1月 17日 大洲市PTA連合会教育懇談会を開催する。(三者調印)
- 1月 下旬 市内統一ルールを各学校に配布し、全家庭に配布する。

3 事業展開

- 5月27日 第1回健全育成委員会 今年度の活動内容について協議する。「ネット、携帯電話に関する研修」についても意見が出される。
- 7月9日 第2回健全育成委員会 活動内容を「ネット、携帯電話に関する内容」に決定して協議する。
- 8月11日 第3回健全育成委員会 携帯電話の使用基準(ルール)作成や講演会等について協議する。

- 9月11日 第3回大洲市PTA連合会理事会 携帯電話使用に関する市内統一ルールの策定、教育懇談会要領について確認する。
- 9月18日 第4回健全育成委員会 携帯電話・スマホ使用に関するルール作成や教育懇談会について意。講師を、愛媛県総合教育センター情報教育室長に決定する。
- 10月16日 第5回健全育成委員会 スマホ・携帯使用に関する統一ルールについて「保護者用3か条」「児童・生徒用3か条」を設定する。
- 10月17日付け 「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」に関する届出書を文部科学省に提出する。
- 10月21日 大洲市PTA連合会臨時本部役員会 第5回健全育成委員会で策定した「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」の手直しをする。
- 11月6日 大洲PTA連合会第4回理事会 臨時本部役員会で手直した「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」を承認する。
- 11月12日 校長会で一部補足をした上で、合意を得る。
- 11月18日 大洲市PTA連合会会長が大洲市教育委員会教育長と協議をし、合意を得る。
- 11月27日付け 「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」使用応募書を文部科学省に提出する。
- 12月4日 第2回単位PTA会長・女性副会長会 各単位PTA会長が、統一ルールの策定合意書に署名を行う。
- 12月4日付け 「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」の使用について、文部科学省から使用許可が出る。
- 12月 各学校 (対象：小学校4～6年、中学校1～3年)でスマートフォン使用に関するアンケート調査を実施する。
- 1月17日 大洲市PTA連合会教育懇談会 「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」の調印式を大洲市教育委員会、大洲市校長会、大洲市PTA連合会の三者で行う。
- 1月19日 各学校に統一ルールの活用の依頼文と誓約書を配布する。
- 1月23日 大洲市PTA連合会会長、事務局で販売店と幼稚園、保育所に協力依頼をする。
- 1月30日 大洲市役所壁面に「考えよう 家族みんなで スマホのルール」の懸垂幕、各公民館、各学校にミニ懸垂幕を設置、掲示する。



4 事業の成果(効果)

調印をし、誓約書を配布したばかりで、現在のところは明確なものは見えていない。今後の定期的なアンケート調査から実態を把握していく。

5 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 啓発活動を繰り返し行う。
- 研修会を行い、より多くの人に参加を促す。
- 定期的なアンケート調査を実施し、事業の成果等の検証により改善しつつ進めていく。

小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール

必要のないスマートフォン（タブレット端末・携帯電話等を含む）を持たせない。
事情により持たせる場合は、保護者が全責任を負い、下記のルールにしたがって使用する。

【保護者用3か条】

- 1 所有者は保護者であり、使用者である子どもに貸しているという関係を伝える。
 - ・ 夜9時以降は保護者が預かる。
 - ・ フィルタリング・サービスを受けたものを使わせる。
 - ・ 定期的に通信内容・使用状況を確認する。
- 2 スマートフォンの使用マナーも社会生活のマナーも同じであることを指導する。
 - ・ 不適切な場所・状況・時間帯に使用させない。
- 3 保護者自らが子どもの模範となるよう努め、率先してコミュニケーションを図る。

【児童・生徒用3か条】

- 1 保護者と相談して使用ルールを決めます。
 - ・ 夜9時以降は、保護者に返します。
 - ・ 一日の使用時間を決めます。 一日_____時間以内
 - ・ 食事中や歩行中には使用しません。また、勉強中はそばに置きません。
- 2 友達や通信相手に対する思いやりを持って使用します。
 - ・ 人の悪口を書きません。
 - ・ いじめには使いません。
 - ・ 友達の勉強や睡眠の邪魔をしません。
- 3 困ったときや不審に思ったときは、保護者に相談します。

大洲市PTA連合会・大洲市校長会・大洲市教育委員会 《平成27年1月改訂版》

スマートフォンを使用するにあたり、私は上記の大洲市内統一ルールを守ります。
もし違反した場合は、一度保護者に返して話し合い、保護者から許可を得るまで使用しないことを誓います。

平成 年 月 日

児童・生徒名 誓約 署名 _____

保護者名 確認 署名 _____

* この文書は、家庭内のよく見える場所に掲示していただきますようお願いいたします。

平成27年1月17日

各小中学校保護者様

大洲市PTA連合会会長 谷本 益高

小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルールの活用について

平素は、子どもたちの健全育成のためにご協力ご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、昨今急速に普及をしてきました携帯電話等の取扱いに関しまして、大洲市PTA連合会では、早くからその対応をまいりました。しかしながら、LINEによるトラブルや夜間のネット利用による生活習慣の乱れについては、大いに懸念される所であり、いじめや犯罪の未然防止のために、各家庭での携帯電話等の使用方法について見直しを図ることが急務になってきています。

そこで、大洲市PTA連合会では、「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」を作成しました。各ご家庭におかれましては、お子様と十分に話し合いをして「市内統一ルール」をご活用していただきますよう、この用紙を配布した次第です。よろしくお願ひします。

なお、このことにつきまして、大洲市教育委員会及び大洲市校長会に同意を得た上で、本日の「教育懇談会」の場で、三者の調印を行いました。ご報告しておきます。



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます



スマートフォン使用に関するアンケート集計結果 (H26 12月実施)

大洲市PTA連合会

対象：市内小学校4～6年生(1,149名)、中学校1～3年生(1,276名)

1 自分だけのスマートフォンを持っていますか。(持っている：小学生190名、中学生498名)

学年	いる	いない	いる人数
小4	14%	86%	(51名)
小5	14%	86%	(58名)
小6	21%	79%	(81名)
小計	17%	83%	(190名)
中1	40%	60%	(166名)
中2	38%	62%	(159名)
中3	39%	61%	(173名)
中計	39%	61%	(498名)

(参考)中3で、持っている割合

24年度	21年度	20年度
28%	25%	22%

2 持っている人は、フィルタリング・サービスを利用していますか。(利用している：小学生33名、中学生197名)

学年	いる	いない	分からない	いる人数
小4	14%	18%	68%	(7名)
小5	16%	22%	62%	(9名)
小6	21%	14%	65%	(17名)
小計	17%	17%	66%	(33名)
中1	38%	17%	45%	(63名)
中2	40%	19%	41%	(64名)
中3	40%	27%	32%	(70名)
中計	40%	21%	39%	(197名)

(回答から判断して) 親や兄弟等のスマホを利用している 人数の割合		いる人数
24年度	47%	(173名)
21年度	45%	(182名)
20年度	52%	(197名)
24年度	48%	(552名)
21年度	40%	(163名)
20年度	39%	(164名)
24年度	39%	(173名)
21年度	39%	(500名)

(参考)中3で、利用している割合

24年度	21年度	20年度
22%	17%	9%

(参考)中3で、利用している人数の割合

24年度	21年度	20年度
19%	24%	21%

3 スマートフォンを使用する時間を決めていますか。

学年	いる	いない
小4	33%	67%
小5	29%	71%
小6	27%	73%
小計	29%	71%
中1	26%	74%
中2	21%	79%
中3	19%	81%
中計	22%	78%

時刻	時間
47%	48%
42%	51%
62%	45%
50%	48%
89%	70%
90%	64%
83%	55%
88%	63%

(参考)中3で、決めている割合

24年度	21年度	20年度
23%	23%	19%

4 スマートフォンを利用する目的は何ですか。

学年	調べ物	音楽・動画	ゲーム	写真・ビデオ	買い物	通話・メール
小4	40%	58%	63%	30%	2%	24%
小5	54%	60%	63%	40%	2%	32%
小6	62%	61%	64%	29%	3%	35%
小計	53%	60%	63%	33%	2%	30%
中1	68%	78%	57%	44%	4%	59%
中2	75%	80%	54%	49%	10%	67%
中3	75%	79%	47%	55%	13%	67%
中計	73%	79%	53%	49%	9%	64%

5 スマートフォンの使用で困っていることは何ですか。

学年	睡眠不足	目の疲れ、視力低下	授業に集中できない	家庭学習不十分	悪口を書かれた	お金を請求された
小4	4%	9%	2%	3%	0%	1%
小5	6%	13%	1%	5%	0%	0%
小6	6%	8%	1%	3%	0%	0%
小計	5%	10%	1%	3%	0%	1%
中1	13%	15%	3%	12%	0%	0%
中2	16%	20%	3%	17%	0%	2%
中3	23%	30%	3%	26%	1%	1%
中計	18%	22%	3%	18%	0%	1%

事業名 「消費生活安全・安心推進ネットトラブル相談対応事業」

実施主体：大分県・公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

協力団体：大分県警察本部、大分県教育委員会、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)、大分県生活環境部(人権同和対策課、私学振興・青少年課)、大分市市民活動・消費生活センター(ライフパル)、大分地方法務局、法テラス、情報処理推進機構(IPA)

《取組の概要》

＜相談窓口の設置＞公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所内

(大分県大分市東春日町51番6 大分第2ソフィアプラザビル4F)

・電話097-533-4155 直接来訪による相談：受付、相談対応ともに下記時間帯で対応。

平日午前9時から午後4時(祝日、年末年始、盆休みを除く)

・メール(net-trouble@hyper.or.jp) Fax(097-537-8820)による相談：年末年始・盆休み期間を除き、24時間受付。

※事件性、緊急性の高い事象については、可能なかぎり時間外対応も行う。

(相談内容事例)

- ・ワンクリック請求
- ・ネット上の悪意ある投稿(誹謗中傷・プライバシー侵害等)
- ・迷惑メール
- ・情報端末のトラブル(スマートフォン等)
- ・オンラインゲームのトラブル



＜消費生活相談員講習会＞

- ・年2回、消費生活センターの相談員に対し、最新のインターネットサービスやネットトラブルについて講習を行う。

＜情報の共有＞

- ・Facebookを用いて、消費生活相談員とネットトラブルに関して情報共有を実施。

＜人材育成研修＞

・「ネットトラブル対応人材育成事業(大分県教育委員会委託)」において、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員、保護者、市町村教育委員会職員、消費者行政担当者、消費生活相談員等を対象に実施。実際に相談窓口寄せられた事例を取り上げ、ネットトラブルを防ぐために必要な情報モラル・情報セキュリティに関する基礎的な知識を、教員等が児童生徒に指導できるよう、また、実際にトラブルが発生した際に対応できる人材を育成する研修を実施。このほか、学校へ直接出向いて児童・生徒・保護者向けの情報モラル研修も実施。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

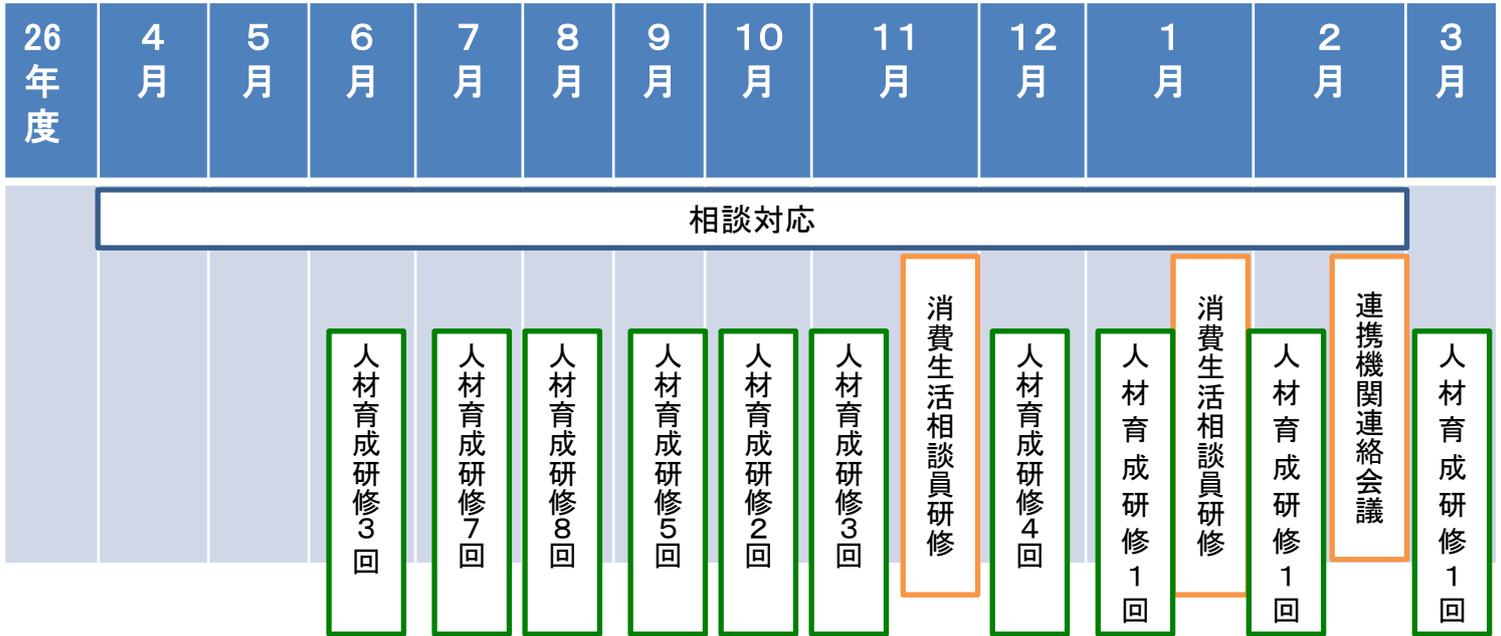
様々なインターネットサービスや情報端末が普及する一方で、「無料と思ってアダルトサイトの年齢確認ボタンを押したが、請求画面が消えなくなった」といったワンクリック請求や、「ネット上に悪意ある投稿をされた」というトラブルが急増している。

これらトラブルの中には、情報端末やインターネットに関する専門的な知識が必要であり、学校や消費生活センター等での対応では解決が難しい内容のものも多く存在している。

そこで、これらのネットトラブルに遭遇した子どもたちや保護者、地域住民からの相談を迅速に解決するべく、消費生活センターや他の専門機関と連携した相談窓口を運営することとした(2009年より「ネットあんしんセンター」として開設。その後、委託事業の変更にもとない「消費者ネットトラブル相談窓口」として継続)。

また、寄せられた相談をフィードバックし、ネットトラブルに関する知識を普及するための講習も実施している。

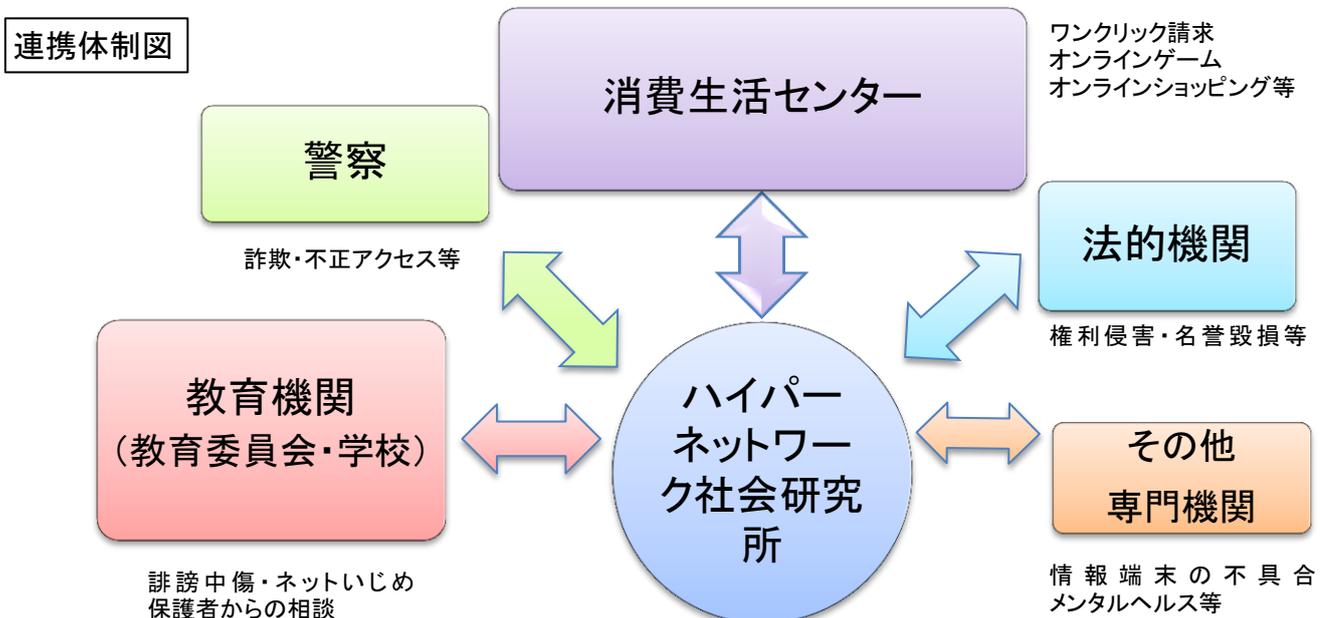
2 実施スケジュール



3 事業展開

公益財団法人ハイパーネットワーク研究所がこれまで蓄積してきた知見・経験を活かし、ネットトラブルの内容を詳しく聞き取り、必要に応じて、消費生活センターや警察等の専門機関と協力し、問題解決にあたる連携体制を構築している。

最も相談が多い「ワンクリック請求」においては、無意識にインストールしてしまった不正プログラムの削除についても詳しく説明している。また、「ネット上に悪意ある投稿をされた」という相談については、投稿の確認や削除依頼の支援も行っている。



<連携機関>

大分県警警察本部、大分県教育委員会、大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス、ライフパル、大分県生活環境部(人権・同和対策課、私学振興・青少年課)、大分地方法務局、法テラス、情報処理推進機構(IPA)

<消費生活相談員講習の開催>

大分県内の消費生活相談員を対象に、ネットトラブルの内容を正確に把握し、適切な対応や専門機関の紹介ができるよう、知識向上を目的とした研修を実施。研修では、トラブルの対応方法だけでなく、学校等で講習を行うための情報モラル・情報セキュリティに関する基礎的な知識もあわせて解説。

■講習内容

- ・最新のインターネットサービスや情報発信／情報収集ツールの紹介
- ・オンラインゲームやショッピングサイトの仕組み
- ・スマートフォンやタブレットPC等の仕組みや情報セキュリティ対策
- ・最新のネットトラブルや情報セキュリティ事情
- ・サイト管理者の連絡先の確認方法
- ・その他、消費生活相談員から寄せられた事例についての解説

4 事業の成果(効果)

ネットトラブルの専門相談員を配置することで、新しいインターネットサービスや専門的な内容にも、速やかに対応することができている。また、「ネットトラブル対応人材育成研修」では、相談窓口寄せられた最新のネットトラブル事象とその対応方法について、教育関係者にフィードバックすることとしており、学校における情報モラル教育にも役立つ結果となっている。

また、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)が作成した体験型学習コンテンツにも、相談窓口寄せられた事例を多数取り上げ、学校での学習教材として大いに役立っている。



5 事業を成功させるためのポイント

- ・専門的な知識を持った人材の確保と育成
- ・最新のインターネットサービスや情報端末等に関する知識の蓄積
- ・寄せられた相談事例やその原因を分析し、ネットトラブルを防ぐための基礎的な知識を、子どもたちや保護者、教職員にフィードバックするための仕組みづくり
- ・地域の関係機関と連携するとともに、全国的な専門機関と連携することで、適切な対応を迅速に行うことが可能

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

アダルトサイトでの架空請求(ワンクリック請求)や、ネット上での嫌がらせ、リベンジポルノなど、家族や教員には相談しにくいネットトラブルも増えている。一人で抱えている間に問題が大きくなるケースもある。ネットトラブル専門の相談窓口を継続して運営し、子どもたちが遭遇するネットトラブルをいち早く察知することで、これからの情報モラル教育にも反映させていきたい。また、自らネットトラブルを回避し、被害者にも加害者にもさせないための環境づくりを目指していく。

そのためには、インターネットや情報端末に関する専門的な知識を持った人材を確保し、相談窓口を継続していくための予算確保も重要である。

7 その他

<相談員>

公益財団法人ハイパーネットワーク研究所では、インターネット全般やネットトラブル、情報セキュリティなど、本分野に関する専門研究・実践を蓄積しており、副所長1名が10年以上の経験を有し、主任研究員1名が6年の経験を有している。

これまでも、公益財団法人ハイパーネットワーク研究所には情報セキュリティやネットトラブルに関する相談が全国から数多く寄せられており、主任研究員らが蓄積した知識と経験をもとに丁寧に対応を行ってきた。相談事例については、消費者教育や情報モラル教育に活かすべく、子どもたちや地域住民、教育関係者、消費生活相談員、警察等を対象に年間200回程度の研修会や講演を実施している。

8 参考資料等

- ・公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所「消費者ネットトラブル相談窓口」
http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/net_trouble
- ・大分県消費生活・男女共同参画プラザ「消費者ネットトラブル相談窓口をご利用ください！」
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/nettrouble.html>
- ・過去の相談事例をまとめたアニュアルレポート(統計資料は2011年度版まで公開)
<http://www.hyper.or.jp/staticpages/anshin>
- ・大分県消費生活・男女共同参画プラザ
「インターネットトラブル体験型学習教材 体験しよう！8つの事例」
<http://www.iness-oita-pref.jp/>